

道の駅 吉野路大淀 i センターのレストランコーナー テナント出店者募集要項

1. 募集の趣旨

道の駅吉野路大淀 i センター(以下「道の駅大淀」という。)は、平成 13 年4月に供用開始してから現在までの24年間、道の駅としての基本機能である24時間使用可能なトイレや駐車場の運営と広域的な観光情報の発信、さらには地元産の農産物や特産品の販売を行ってきました。

併せて、施設内のレストランコーナーは、区画の賃貸によりテナント出店者が運営してきましたが、今般、現在のテナント事業者との賃貸借契約が令和7年12月末をもって満了となり、契約更新しないことから、新たなテナント出店者を募集するものです。

なお、道の駅大淀がより魅力的な施設となることに意欲を持ったテナント出店者の応募を期待しています。

2. 施設の概要

- (1) 名 称 道の駅 吉野路大淀 i センター
- (2) 事業主体 有限会社吉野路大淀振興センター
- (3) 所 在 地 奈良県吉野郡大淀町大字芦原536番地の1
- (4) 施設の概要
 - ① 敷 地 面 積 7,224.00㎡(別に臨時駐車場あり)
 - ② 主棟延床面積 916.88㎡(別に野菜直売所棟、加工場棟等あり)
 - ③ 駐 車 場 92台(大型車10台、普通車80台、障害者用2台、別に臨時駐車場あり)
- (5) 定 休 日 毎週火曜日
※年末年始・ゴールデンウィークなどには定休日を変更することがあります。
- (6) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで
※夏季には午後6時まで延長することがあります。

3. テナント出店者募集の内容

- (1) 業 種 飲食業
- (2) 営業内容
販売する飲食物は、道の駅大淀としての特色を出すため、大淀町及び吉野地域、または奈良県で生産された食材を積極的に用いたものを提供すること。また、道の駅大淀の賑わいの創出に貢献すること。
- (3) 募集区画
 - ① 区画の名称 レストランコーナー
 - ② 区 画 数 1区画
 - ③ 延 床 面 積 119.5㎡(区画内に厨房設備、更衣室、倉庫、便所あり)

4. 応募者の資格要件

応募者は、次の資格要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 法人、団体、個人であって、所在地等の要件は問いません。
ただし、応募者の選考に際しては、大淀町内を優遇するなどの措置を講じます。
- (2) 道の駅大淀がより魅力的な施設となることに意欲を持ち、施設の管理運営に協力すること。
- (3) 経営状況が健全で、店舗営業を安定的に継続できること。
- (4) 法令に基づく食品の販売または製造に関する許可を有すること、または許可を得ることが確実であること。
- (5) 過去 3 年間の営業において法令違反または罰則を受けたことがないこと。
- (6) 募集の開始日現在において国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 暴力団関係組織またはその他の反社会的暴力活動を行う団体と一切の関与がないこと。

5. 募集のスケジュール

- (1) 募集の開始(募集要領・申込書のホームページへの掲示)
令和7年 6月20日(金) 9:00～
- (2) 現場説明会(レストランコーナーの見学)
令和7年 7月15日(火) 10:00～11:00、14:00～15:00
7月17日(木) 17:30～18:30
※尚、現場説明会に参加する場合は、前日の正午までにメールまたは FAX で氏名を連絡してください。
- (3) 質疑応答
質疑 令和7年 7月18日(金)10:00～23日(水)17:00
回答 令和7年 7月25日(金)13:00 を目途
- (4) 申込書の受付期間
令和7年 7月28日(月)～8月 4日(月)
- (5) 出店者の決定
令和7年 8月中旬

6. 契約内容

- (1) 契約形態 建物賃貸借契約
- (2) 契約始期 令和8年1月1日
- (3) 契約期間 3年
なお、貸主と借主の合意により契約更新できるものとします。また、契約 更新しない場合には契約満了日の1年前に借主は貸主に告知すること。
- (4) 賃 料 等
 - ① 賃 料 月額33 万円(消費税相当額 3 万円を含む)

② 敷 金 50万円

契約締結時に一括して納めていただきます。また、契約締結後、出店を取りやめる場合には全額を違約金として徴収します。

なお、この敷金は、解約時における原状回復費用等を差し引いた金額を返還します。

③ 専有面積等の割合で負担する経費

警備費用、電気設備保安点検費用、消防設備点検費用、浄化槽保守点検費用、
床清掃(年3回程度)費用

④ 個別経費(個別メーター等で管理)

電気代、水道代

7. その他

- (1) レストランコーナーの内装、調理器具または備品等に関する費用は出店者の費用負担により施工・調達するものとする。また、道の駅大淀の建物や設備への影響を考慮し、事前に改修内容を貸主に説明し、承諾を受けること。
- (2) 出店者及びその従業員は、道の駅大淀が定める施設管理規則、各種法令及び行政庁の指導を遵守すること。
- (3) レストランコーナーを転貸したり、賃借権や営業権を第三者に譲渡したり、担保に供することは禁止します。
- (4) 営業に必要な許認可の取得は出店者が行い、その費用は出店者の負担とします。
- (5) 出店者は、所有物にかかる火災保険や生産物賠償責任保険に加入すること。
- (6) 食料品に使用する食材は、地場産品を積極的に使用すること。
- (7) スタッフの雇用は、できるだけ大淀町の住民を優先すること。

8. 罰則規定

賃貸契約に定める条件や道の駅大淀が定める施設管理規則を遵守しない場合、または賃料を滞納した場合、貸主は契約を解除し、出店者に退去させることができるものとする。

9. 応募方法

応募者は、道の駅大淀のホームページから応募書類をダウンロードして必要事項を記載し、提出先に応募書類一式を1部、郵送により応募期間内に 提出してください。

(1) 応募書類

- ① (様式1) テナント事業者出店申込書
- ② (様式2) 出店希望者概要書
- ③ (様式3) 出店計画書
- ④ 代表者履歴書(様式任意)及び代表者の住民票抄本(発行から3カ月以内)
- ⑤ 定款の写し及び法人登記履歴事項全部証明書(発行から3カ月以内の原本)
※法人のみ
- ⑥ 決算書(直近3期分)または確定申告書(直近3カ年分)の写し
- ⑦ 所得税または法人税申告書の写し
- ⑧ 法人税、消費税、地方消費税の納税証明書(直近3カ年分、法人の場合:その3の3、
個人の場合:その3の2)、都道府県税、市町村税の納税証明書(直近3カ年分)

(2) 質疑応答(再掲)

質疑 令和7年 7月18日(金)10:00~23日(水)17:00

回答 令和7年 7月25日(金)13:00 を目途

質疑は、任意様式で質問者の氏名・住所・電話番号と質問事項を記載して、下記の問い合わせ先まで、メールまたは FAX で送信してください。なお、電話・面談による質疑には対応しません。また、回答は一括してホームページに掲載します。

(3) 申込書の受付期間(再掲)

令和7年 7月28日(月)~ 8月 4日(月)必着

(4) 問い合わせ・応募書類提出先

奈良県吉野郡大淀町大字芦原536番地の1

道の駅 吉野路大淀 i センター

〒 638-0801

電話 0747-54-5361

FAX 0747-54-5362

e-mail michi-oyodo@kcn.jp

ホームページ <http://yoshinoji-oyodo.com>

10. 応募書類の審査・出店者の決定

応募者から提出された書類の審査及び必要に応じ面接審査を実施し、営業方針、営業実績、道の駅大淀との親和性等を総合的に判断し、出店者を決定します。結果は郵送により通知します。なお、審査内容についての問い合わせにはお答えしません。

11. 出店者決定の取り消し

出店者を決定した後、次の要件のいずれかに該当すると認められた場合は、出店者の決定を取り消します。

(1) 応募書類の記載内容に虚偽があった場合

(2) 応募者の資格を満たさなくなった場合

(3) その他、テナント出店者として不適格な事項が認められた場合

以上